

# 申立てをされる方へ

(申立人用説明書、2014年4月版)

## 1 申立前の弁護士による法律相談等

和解あっせん手続の申立てをされるには、弁護士が申立代理人である場合を除いて、事前に当会所属の弁護士または熊本県弁護士会法律相談センター（TEL096-325-0009）での法律相談を受けられ、その弁護士作成の紹介状の添付が必要です。

## 2 申立書等の提出

(1) あっせんの申立ては、①当事者の氏名又は名称及び住所、②代理人の氏名及び住所（代理人による申立ての場合）、③申立ての趣旨、④申立ての理由を記載したあっせん申立書を紛争解決センターに提出して行います。申立書の書式は紛争解決センターに準備してあります。

### (2) 添付書類

添付書類として次のものがが必要です。

①弁護士の紹介状（申立て前に必ず当会所属の弁護士の相談又は熊本県弁護士会法律相談センターでの相談を受けられることが必要です。）

②法定代理人が申立てを行うときは、その身分関係を証明する戸籍全部事項証明書等

③当事者が法人であるときは、その代表者の資格を証明する資格証明書

④代理人が申立てを行うときは、その委任関係を証明する委任状

⑤申立てを基礎づける証拠があるときは、その証拠書類の写し

### (3) 申立書・添付書類等の提出部数

申立書及び証拠書類の写し等については、「相手方数＋1部」を紛争解決センターに提出して下さい。このうち1通は、あっせん手続開始の際に相手方に内容を知らせるために送付します。

戸籍全部事項証明書等、資格証明書、委任状、弁護士の紹介状については、「原本1部」を紛争解決センターに提出して下さい。

### (4) 申立手数料

申立ての際に、紛争解決センターに申立手数料10,800円（消費税込）を納付していただきます。

申立手数料は返還されません。但し、相手方が手続に応じず、あっせん期日に1回も出席しないため手続が取下げまたは不応諾等により終

了したときは、申立手数料の半額の5,400円が申立人に返還されます。1回でも相手方があっせん期日に出席したときは、和解に至らなかった場合でも、申立手数料は返還されません。

#### (5) 代理人

弁護士以外の人があっせん手続の代理人となるためには、紛争解決センターの許可が必要です。

### 3 相手方の手続への応諾の有無及び期日のお知らせ

当センターは、申立を受理した後に、相手方に申立書等を送付し、相手方が手続に参加するかどうかの意向を確認します。そして、相手方が手続に参加する場合には、第1回期日を決めて書面又は電話にてお知らせ致します。連絡があった日時に、当センターまでご出頭下さい。

### 4 期日の手続について

当事者双方それぞれの控え室に入っていただき、あっせん人である弁護士が交互に双方の言い分を聞いて、妥当な解決が図れるように努めます。期日は3回程度で終了するよう努めます。

次回期日が決められた場合は、ご出頭と次回までの準備をお願いします。

### 5 和解契約書、仲裁判断書の作成

(1) 和解が成立した場合には、和解契約書を作成し、当事者双方とあっせん人の弁護士が署名押印します。

(2) 和解あっせん手続の中で当事者間で和解ができたけれども、例えば金銭の分割払いの案件とか期日付の建物明渡の案件など、万一の将来的な義務不履行の場合に備えて強制執行力を付与しておいた方が良いと思われる案件については、あっせん人の弁護士がご説明をして当事者に仲裁契約書を作成して頂き、あっせん手続を仲裁手続に移行させて、合意の内容を仲裁判断書として作成します。

### 6 成立手数料

和解が成立をした場合や仲裁判断になった場合には、紛争解決センターに成立手数料をお支払頂きます。

成立手数料は、解決金額を基礎に次の基準により計算した金額を、原則として当事者双方に折半で納付して頂きます。但し、当事者双方の負担割合は、あっせん人が事案の内容、背景、当事者の事情及びあっせんの経緯

その他の事情を考慮して別途決定することもできます。

なお、和解契約書や仲裁判断書は成立手数料を納付して頂いた後にお渡しすることになります。

#### 記

和解契約書や仲裁判断書記載の解決金額	算定基準
100万円以下の場合	8%
100万円超、300万円以下の場合	5%+3万円
300万円超、3000万円以下の場合	1%+15万円
3000万円超の場合	0.5%+30万円

\*別途消費税が加算されます。

#### 7 注意事項

- (1) 紛争解決センターは、あくまでも当事者の合意により紛争を解決する機関ですから、相手方がどうしても手続に応じない場合や、話し合いが合意に達しない場合は、紛争を解決することができません。
- (2) 紛争解決センターへの申立てには、裁判所への訴訟提起と同じような時効中断の効果はありません。
- (3) 紛争解決センターにおける和解契約の効力は、基本的には通常 of 裁判外の和解と同じです。したがって、和解契約成立後、相手方が和解契約の内容を履行しないからといって、和解契約書にもとづき直ちに差押等の強制執行ができるわけではありません。

但し、和解の合意ができた場合で、例えば金銭の分割払いの案件とか、期日付の建物明渡の案件など、万一の将来的な義務不履行の場合に備えて強制執行力を付与しておいた方が良いと思われる案件については、あっせん手続を仲裁手続に移行させて、和解の内容について仲裁人が仲裁判断書を作成することもでき、これにより強制執行をすることも可能です。